

昭和二十九年法律第百六十四号

防衛省設置法

保安庁法（昭和二十七年法律第二百六十五号）の全部を改正する。

目次

第一章 総則（第一条）

第二章 防衛省の設置並びに任務及び所掌事務等

第一節 防衛省の設置（第二条）

第二節 防衛省の任務及び所掌事務（第三条・第四条）

第三節 自衛隊（第五条・第六条）

第四節 本省に置かれる職及び機関等

第五節 特別な職（第七条・第七条の二）

第六節 内部部局（第八条・第十二条）

第七節 職員（第三十四条）

第八節 審議会等（第十三条）

第九節 施設等機関（第十四条—第十八条）

第十節 特別の機関（第十九条—第三十条）

第十一節 地方支分部局（第三十一条—第三十三条）

第十二節 内閣官房（第三十四条）

第十三節 防衛装備府

第十四節 設置並びに任務及び所掌事務

第一款 設置（第三十五条）

第二款 任務及び所掌事務（第三十六条・第三十七条）

第三節 職員（第三十八条）

第四節 職員の職務遂行等（第三十九条—第四十一条）

附則 第一章 総則

（目的） 第一節 設置並びに任務及び所掌事務

（設置） 第二節 任務及び所掌事務

（設置） 第三節 防衛省の設置

（設置） 第四節 防衛省の任務及び所掌事務

第一条 この法律は、防衛省の設置並びに任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務等を定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するため必要な組織を定めることを目的とする。

第二章 防衛省の設置並びに任務及び所掌事務等

第一節 防衛省の設置

（任務） 第二条 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百二十号）第三条第二項の規定に基づいて、防衛省を設置する。

（任務） 第二条 防衛省の長は、防衛大臣とする。

（所掌事務） 第二節 防衛省の任務及び所掌事務

（所掌事務） 第三节 防衛省の任務及び所掌事務

（所掌事務） 第四节 防衛省の任務及び所掌事務

（所掌事務） 第五节 防衛省の任務及び所掌事務

（所掌事務） 第六节 防衛省の任務及び所掌事務

（所掌事務） 第七节 防衛省の任務及び所掌事務

（所掌事務） 第八节 防衛省の任務及び所掌事務

（所掌事務） 第九节 防衛省の任務及び所掌事務

（所掌事務） 第十节 防衛省の任務及び所掌事務

（所掌事務） 第十一节 防衛省の任務及び所掌事務

（所掌事務） 第十二节 防衛省の任務及び所掌事務

（所掌事務） 第十三节 防衛省の任務及び所掌事務

（所掌事務） 第十四节 防衛省の任務及び所掌事務

（所掌事務） 第十五节 防衛省の任務及び所掌事務

（所掌事務） 第十六节 防衛省の任務及び所掌事務

- 五 六 職員の人事に関すること。
- 七 礼式及び服制に関すること。
- 八 防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）の規定による若年定年退職者給付金に関すること。
- 九 所掌事務の遂行に必要な教育訓練に関すること。
- 十 職員の保健衛生に関すること。
- 十一 所掌事務に係る施設の取得及び管理並びに会計の監査に関すること。
- 十二 経費及び収入の予算及び決算並びに会計の監査に関すること。
- 十三 所掌事務に係る装備品、船舶、航空機及び食糧その他の需品（以下「装備品等」という。）の調達、補給及び管理並びに役務の調達に関すること。
- 十四 装備品等の研究開発に関すること。
- 十五 前号の研究開発に関する技術的調査研究、設計、試作及び試験の委託に基づく実施に関すること。
- 十六 自衛隊法第五条第一項の規定による漁船の操業の制限及び禁止並びにこれに伴う損失の補償に関すること。
- 十七 防衛に関する知識の普及及び伝播を行うこと。
- 十八 所掌事務の遂行に必要な調査及び研究を行うこと。
- 十九 条約に基づいて日本国にある外国軍隊（以下「駐留軍」という。）の使用に供する施設及び区域の決定、取得及び提供並びに駐留軍に提供した施設及び区域の使用条件の変更及び返還に関すること。
- 二十 沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法（昭和五十一年法律第四十号）第二条第三項に規定する駐留軍用地等に係る各筆の土地の位置境界の明確化及びこれに関連する措置に関すること。
- 二十一 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和四十九年法律第一百一号）第三条から第九条までの規定による措置に関すること。
- 二十二 駐留軍のための物品及び役務（工事及び労務を除く。）の調達並びに駐留軍から返還された物品の管理、返還及び処分に関すること。
- 二十三 相互防衛援助協定の実施に係る円資金の提供並びに不動産、備品、需品及び役務（労務を除く。）の調達、提供及び管理に関すること。
- 二十四 駐留軍及び相互防衛援助協定に規定するアメリカ合衆国政府の責務を本邦において遂行する同国政府の職員（次号において「駐留軍等」という。）による又はそのための物品及び役務の調達に関する契約から生ずる紛争の処理に関すること。
- 二十五 駐留軍等及び諸機関（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（以下この項において「合衆国軍協定」という。）第十五条第一項（a）に規定する諸機関をいう。）のために労務に服する者の雇入れ、提供、解雇、労務管理、給与及び福利厚生に関すること。
- 二十六 特別調達資金（特別調達資金設置令（昭和二十六年政令第二百五号）第一条に規定する特別調達資金をいう。）の経理に関すること。
- 二十七 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊の水面の使用に伴う漁船の操業制限等に関する法律（昭和二十七年法律第二百四十三号）第一条の規定による漁船の操業の制限及び禁止並びにこれに伴う損失の補償に関すること。
- 二十八 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和二十八年法律第二百四十六号）第一条第一項の規定による損失の補償に関すること。
- 二十九 武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律（平成十六年法律第二百三十三号）第十四条第一項の規定による損失の補償に関すること。
- 三十 合衆国軍協定第十八条及び日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定第十八条の規定に基づく請求の処理に関すること。
- 三十一 合衆国軍協定第十八条第五項（g）の規定により同項の他の規定の適用を受けない損害の賠償の請求についてのあつせんその他必要な援助に関すること。
- 三十二 日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の実施に関する法律（令和五年法律第二十六号）第十二条又は第十三条の規定に基づく請求の処理及び同法第五章の規定による特殊海事損害に係る賠償の請求についての援助並びに日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に関する法律（令和五年法律第二十七号）第十二条又は第十三条の規定に基づく請求の処理及び同法第五章の規定による特殊海事損害に係る賠償の請求についての援助に関すること。
- 三十三 所掌事務に係る国際協力に関すること。
- 三十四 防衛大学校、防衛医科大学校その他政令で定める文教研修施設において教育訓練及び研究を行うこと。
- 三十五 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき防衛省に属させられた事務²前項に定めるもののほか、防衛省は、前条第三項の任務を達成するため、同条第一項及び第二項の任務に関連する事務をつかさどる。た基本の方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務をつかさどる。

第三節 自衛隊

第五条 自衛隊の任務、自衛隊の部隊及び機関の組織及び編成、自衛隊に関する指揮監督、自衛隊の行動及び権限等は、自衛隊法（これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

（自衛隊）

(自衛官の定数)

第六条 自衛官の定数は、陸上自衛隊の自衛官（以下「陸上自衛官」という。）十五万二百四十五人、海上自衛隊の自衛官（以下「海上自衛官」という。）四万五千四百十四人、航空自衛隊の自衛官（以下「航空自衛官」という。）四万六千九百七十六人並びに自衛隊法第二十一条の二第一項に規定する共同の部隊に所属する陸上自衛官、海上自衛官及び航空自衛官三百九十四人、情報本部に所属する陸上自衛官、海上自衛官及び航空自衛官千九百三十六人、内部部局に所属する陸上自衛官、海上自衛官及び航空自衛官四百七人を加えた総計二十四万七千五百四十四人とする。

第三章 本省に置かれる職及び機関等**第一節 特別な職**

(防衛大臣政策参与)

- 第七条** 防衛省に、防衛大臣政策参与三人以内を置くことができる。
 2 防衛大臣政策参与は、防衛省の所掌事務に関する重要事項に關し、防衛大臣に進言し、及び防衛大臣の命を受けて、防衛大臣に意見を具申する。
 3 防衛大臣政策参与は、非常勤とすることができる。
 4 防衛大臣政策参与の任免は、防衛大臣が行う。
 5 自衛隊法第五十二条、第五十六条、第五十七条、第五十八条第一項並びに第五十九条第一項及び第二項の規定は、防衛大臣政策参与の服務について準用する。
 6 常勤の防衛大臣政策参与は、在任中、防衛大臣の許可がある場合を除き、報酬を得て他の職務に従事し、又は當利事業を營み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行つてはならない。
 7 防衛大臣政策参与は、職務の執行の公正さに対する国民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならない。

(防衛審議官)

- 第七条の二** 防衛省に、防衛審議官一人を置く。

(内部部局の所掌事務)

- 第八条** 内部部局は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 第四条第一項第一号に掲げる事務に関する基本及び調整に關すること。
 - 二 第四条第一項第二号及び第三号に掲げる事務に関する基本に關すること。
 - 三 前二号の事務に必要な情報の収集整理に關すること。
 - 四 第四条第一項第五号、第七号、第十一号、第十二号、第十六号及び第十九号から第三十三号までに掲げる事務
 - 五 第四条第一項第六号及び第八号から第十号までに掲げる事務に関する基本に關すること。
 - 六 第四条第一項第一号から第三号まで、第六号、第九号、第十三号及び第十四号に掲げる事務のうち、これららの事務を円滑かつ効果的に実施するための地方公共団体及び地域住民の理解及び協力の確保に關すること。
 - 七 前各号に掲げるもののほか、防衛省の所掌事務に関する各部局及び機関の施策の統一を図るために必要となる総合調整に關すること。
 - 八 前各号に掲げるもののほか、防衛省の所掌事務で他の機関の所掌に屬しないもの
 - 2 前項に定めるもののほか、内部部局は、第四条第二項に規定する事務をつかさどる。

(官房長)
（官房長）官房に、官房長を置く。

第九条 官房に、官房長を置く。

(内部部局の職員)

- 第十条** 内部部局に、書記官及び部員を置き、自衛官その他所要の職員を置くことができる。

- 2 書記官は、命を受けて、事務をつかさどる。
 3 部員は、命を受けて、事務に参画する。

- 4 書記官は、官房長若しくは内部部局の課長又は国家行政組織法第二十一条第三項若しくは第四項に規定する職のいづれかに充てられるものとする。

第十一条 削除

(官房長及び局長並びに防衛装備府長官と幕僚長との関係)

- 第十二条** 局長及び局長並びに防衛装備府長官は、統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長及び航空幕僚長（以下「幕僚長」という。）が行う自衛隊法第九条第二項の規定による隊務に関する補佐と相まつて、第三条の任務の達成のため、防衛省の所掌事務が法令に従い、かつ、適切に遂行されるよう、その所掌事務に關し防衛大臣を補佐するものとする。

第三節 審議会等

(設置)

- 第十三条** 別に法律で定めるところにより防衛省に置かれる審議会等で本省に置かれるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、当該審議会等については、それぞれ同表の下欄に掲げる法律（これらに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

名称	法律
自衛隊員倫理審査会	自衛隊員倫理法（平成十一年法律第三百三十九号）
防衛施設中央審議会	日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第三百四十号）

捕虜資格認定等審査会武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律（平成十六年法律第三百十七号）

（設置） 第四節 施設等機関

第十四条 本省に、次の施設等機関を置く。

防衛医科大学校

（防衛医科大学校）

防衛医科大学校

- 第十五条 防衛医科大学校は、幹部自衛官（三等陸尉、三等海尉及び三等空尉以上の自衛官をいう。次条において同じ。）となるべき者の教育訓練をつかさどる。
- 2 前項に規定するもののほか、防衛医科大学校は、同項の教育訓練を修了した者その他防衛大臣の定める者に対し自衛隊の任務遂行に必要な理学及び工学並びに社会科学に関する高度の理論及び応用についての知識並びにこれらに関する研究の能力を修得させるための教育訓練を行うとともに、当該研究を行う。
 - 3 防衛医科大学校は、自衛隊法第三百条の二の規定により防衛大臣が第一項に規定する者に準ずる外国人の教育訓練を受託した場合においては、当該教育訓練を実施する。
 - 4 防衛医科大学校の位置及び内部組織は、防衛省令で定める。

（防衛医科大学校）

第十六条 防衛医科大学校は、次に掲げる教育訓練をつかさどる。

- 一 医師である幹部自衛官となるべき者の教育訓練
- 二 保健師及び看護師である幹部自衛官となるべき者の教育訓練
- 三 保健師及び看護師である技官となるべき者の教育訓練

- 2 前項に規定するもののほか、防衛医科大学校は、同項の教育訓練を修了した者（次条において「防衛医科大学校卒業生」という。）その他防衛大臣の定める者に対し自衛隊の任務遂行に必要な医学及び看護学に関する高度の理論及び応用についての知識並びにこれらに関する研究の能力を修得させるための教育訓練並びに臨床に関する教育訓練を行うとともに、当該研究を行う。
- 3 第一項第一号の教育訓練の修業年限は六年とし、同項第二号及び第三号の教育訓練の修業年限は四年とする。
- 4 第一項の教育訓練を受けることのできる者は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十条に規定する者とする。

- 5 防衛医科大学校の教員の資格については、学校教育法に基づき医学教育又は看護学教育を行う大学の教員の資格の例による。
- 6 防衛医科大学校の位置、内部組織、設備、編制その他の事項は、防衛省令で定める。この場合において、学校教育法に基づき医学教育及び看護学教育を行なう大学の設備、編制その他に関する設置基準が定められている事項についてはこれらの設置基準の例により、保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第十九条第一号及び第二十一条第一号の規定に基づき基準が定められている事項についてはこれらの基準の例による。
- （防衛医科大学校卒業生の医師国家試験等の受験資格）

- 第十七条 防衛医科大学校卒業生（前条第一項第一号の教育訓練を修了した者に限る。）は、医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第十二条の規定の適用については、同条第一号に該当する者とみなす。

- 2 防衛医科大学校卒業生（前条第一項第一号又は第三号の教育訓練を修了した者に限る。）は、保健師助産師看護師法第十九条又は第二十一条の規定の適用については、同法第十九条第一号又は第二十一条第一号に該当する者とみなす。
- （学生）

第十八条 防衛医科大学校の学生（第十五条第一項の教育訓練を受けている者をいう。）及び防衛医科大学校の学生（第十六条第一項の教育訓練を受けている者をいう。次項において同じ。）の員数は、

- 1 防衛省の職員の定員外とする。
- 2 防衛医科大学校の学生であつて第十六条第一項第三号の教育訓練を受けている者は、非常勤とする。

（設置） 第五節 特別の機関

第十九条 本省に、次の特別の機関を置く。

防衛会議

統合幕僚監部

海上幕僚監部

航空幕僚監部

統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関

2 前項に定めるもののほか、別に法律で定めるところにより防衛省に置かれる特別の機関で本省に置かれるものは、外国軍用品審査所とする。

(防衛会議)

第十九条の二 防衛会議は、防衛大臣の求めに応じ、防衛省の所掌事務に関する基本の方針について審議する機関とする。

3 防衛会議は、議長及び委員をもつて組織する。

4 議長は、防衛大臣をもつて充てる。

3 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。

4 防衛副大臣

5 防衛大臣政務官

6 防衛大臣補佐官

7 防衛大臣政策参与

8 事務次官

9 防衛審議官

10 官房長及び局長

11 総合幕僚長

12 陸上幕僚長

13 海上幕僚長

14 航空幕僚長

15 情報本部長

16 防衛装備府長官

17 防衛大臣は、防衛省の所掌事務に関する基本の方針を策定するに当たり、防衛省全体の見地から必要があると認めるときは、防衛会議に審議させるものとする。

18 前各項に定めるもののほか、防衛会議の組織及び運営に関する必要な事項は、防衛省令で定める。

(幕僚監部)

19 第二十条 総合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部及び航空幕僚監部（以下「幕僚監部」という。）は、それぞれの所掌事務に係る陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊の隊務に関する防衛大臣の幕僚機関とする。

20 前項に定めるもののほか、幕僚監部の内部組織は、政令で定める。

(幕僚長)

21 第二十一条 総合幕僚監部の長を統合幕僚長とし、陸上幕僚監部の長を陸上幕僚長とし、海上幕僚監部の長を海上幕僚長とし、航空幕僚監部の長を航空幕僚長とする。

22 統合幕僚長は自衛官をもつて、陸上幕僚長は陸上自衛官をもつて、海上幕僚長は海上自衛官をもつて、航空幕僚長は航空自衛官をもつて充てる。統合幕僚長たる自衛官は、自衛官の最上位にあるものとする。

23 幕僚長は、防衛大臣の指揮監督を受け、幕僚監部の事務を掌理する。

(統合幕僚監部の所掌事務)

24 第二十二条 統合幕僚監部は、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊について、次に掲げる事務をつかさどる。

25 一 行動の計画による円滑な任務遂行を図る見地からの防衛及び警備に関する計画の立案に関すること。

26 二 前号の行動の計画に関し必要な教育訓練、編成、装備、配置、経理、調達、補給及び保健衛生並びに職員の人事及び補充の計画の立案に関すること。

27 三 前号の行動の計画に関し必要な訓練の計画の立案に関すること。

28 四 前号に掲げるもののほか、統合運用による円滑な任務遂行を図る見地からの訓練の計画の立案に関すること。

29 五 前各号に掲げる事務に關し必要な隊務の能率的運営の調査及び研究に関すること。

30 六 所掌事務の遂行に必要な部隊等（第十九条第一項に規定する統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊の部隊又は機関をいう。以下同じ。）の管理及び運営の調整に関すること。

31 七 所掌事務に係る防衛大臣の定めた方針又は計画の執行に関すること。

32 八 前各号に掲げるもののほか、所掌事務の遂行に必要な連絡調整に関すること。

33 九 その他防衛大臣の命じた事項に関すること。

34 （陸上幕僚監部等の所掌事務）

35 第二十三条 陸上幕僚監部は陸上自衛隊について、海上幕僚監部は海上自衛隊について、航空幕僚監部は航空自衛隊について、それぞれ次に掲げる事務をつかさどる。

一 防衛及び警備に関する計画の立案に關すること（統合幕僚監部の所掌に屬するものを除く。）。

二 前条第三号に規定する計画の執行に伴い必要な措置に關する計画の立案に關すること。

三 前号に掲げるもののほか、教育訓練、編成、裝備、配置、經理、調達、補給及び保健衛生並びに職員の人事及び補充の計画の立案に關すること（統合幕僚監部の所掌に屬するものを除く。）。

四 第一号及び前号（編成、裝備及び配置に係るものに限る。）に掲げる事務に必要な情報に關する計画の立案に關すること。

五 隊務の能率的運営の調査及び研究に關すること（統合幕僚監部の所掌に屬するものを除く。）。

六 部隊等の管理及び運営の調整に關すること（統合幕僚監部の所掌に屬するものを除く。）。

七 防衛大臣の定めた方針又は計画の執行に關すること（統合幕僚監部の所掌に屬するものを除く。）。

八 その他防衛大臣の命じた事項に關すること。

（幕僚監部の所掌事務の特例）

第二十四条 防衛大臣は、必要があると認める場合には、前二条の規定にかかわらず、一の幕僚監部の事務の一部を他の幕僚監部に処理させることができる。

（幕僚副長）

第二十五条 統合幕僚監部に統合幕僚副長を、陸上幕僚監部に陸上幕僚副長を、海上幕僚監部に海上幕僚副長を、航空幕僚監部に航空幕僚副長を置く。統合幕僚副長は自衛官をもつて、陸上幕僚副長は自衛官をもつて、海上幕僚副長は自衛官をもつて、航空幕僚副長は自衛官をもつて充てる。

2 統合幕僚副長、陸上幕僚副長、海上幕僚副長及び航空幕僚副長は、それぞれ幕僚長を助け、幕僚長に事故があるとき、又は幕僚長が欠けたときは、その職務を行う。

第二十六条 統合幕僚監部に、政令で定めるところにより、上級部隊指揮官又は上級幕僚としての職務の遂行に必要な自衛隊の統合運用に関する知識及び技能を修得させるための教育訓練を行うとともに、自衛隊の統合運用に関する基本的な調査研究を行う機関を附置する。

2 前項に規定するもののほか、同項の機関は、自衛隊法第百条の一の規定により防衛大臣が受託した外国人の教育訓練で同項の知識及び技能と同種の知識及び技能を修得させるためのものを実施する。

第二十七条 部隊等の組織及び編成又は所掌事務は、自衛隊法（これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

（情報本部）

第二十八条 情報本部は、第四条第一項第一号から第三号までに掲げる事務に必要な情報の収集整理一般に關する事務をつかさどる。

2 情報本部に、情報本部長を置き、自衛官をもつて充てる。

3 情報本部の内部組織については、防衛省令で定める。

（防衛監察本部）

第二十九条 防衛監察本部は、職員の職務執行における法令の遵守その他の職務執行の適正を確保するための監察に關する事務をつかさどる。

2 防衛監察本部の長は、防衛監察監とする。

3 防衛監察監は、防衛大臣の命を受け、第一項の監察を行う。

4 防衛監察本部の内部組織は、政令で定める。

5 防衛監察本部の位置は、防衛省令で定める。

（外国軍用品審判所）

第三十条 外国軍用品審判所については、武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に關する法律（平成十六年法律第百十六号。これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

第六節 地方支分部局

（地方防衛局）

第三十一条 本省に、地方支分部局として、地方防衛局を置く。

2 地方防衛局は、防衛省の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。

一 第四条第一項第五号から第七号まで、第九号から第十三号まで、第十六号、第十九号から第三十三号まで及び第三十五号に掲げる事務の全部又は一部

2 第四条第一項第一号から第三号まで及び第十四号に掲げる事務のうち、これらの事務を円滑かつ効果的に実施するための地方公共団体及び地域住民の理解及び協力の確保に關すること。

3 地方防衛局は、前項の規定により分掌する事務のうち、第三十七条规定するもの（第四条第一項第十三号、第三十三号及び第三十五号に係るものに限る。）については、防衛装備府長官の指揮監督を受けるものとする。

4 地方防衛局の名称、位置、管轄区域及び内部組織は、政令で定める。

（支局その他の機関）

第三十二条 地方防衛局の所掌事務の一部を分掌させるため、所要の地に、支局その他の機関を置く。

2 前項の支局その他の機関の名称、位置、管轄区域、所掌事務及び内部組織は、防衛省令で定める。

(事務の委任)

第三十三条 防衛大臣は、地方防衛局の事務の一部を自衛隊の部隊又は機関の長に行わせることができる。

(施設等機関等の職員)

第七節 職員

第三十四条 本省に置かれる施設等機関、特別の機関及び地方支分部局に、自衛官、事務官、技官、教官その他所要の職員を置くことができる。

第四章 防衛装備庁

第一節 設置並びに任務及び所掌事務**第二款 設置**

（任務） 防衛装備庁は、装備品等について、その開発及び生産のための基盤の強化を図りつつ、研究開発、調達、補給及び管理の適正かつ効率的な遂行並びに国際協力の推進を図ることを任務とする。

（所掌事務） 防衛装備庁は、前条の任務を達成するため、第四条第一項第五号から第七号まで、第九号から第十一号まで、第十三号から第十五号まで及び第三十三号から第三十五号までに掲げる事務（第八条第一項第六号に掲げるものを除く。）をつかさどる。

第二節 職員

(防衛装備庁の職員)

第三十六条 防衛装備庁は、装備品等について、その開発及び生産のための基盤の強化を図りつつ、研究開発、調達、補給及び管理の適正かつ効率的な遂行並びに国際協力の推進を図ることを任務とする。

（所掌事務） 防衛装備庁は、前条の任務を達成するため、第四条第一項第五号から第七号まで、第九号から第十一号まで、第十三号から第十五号まで及び第三十三号から第三十五号までに掲げる事務（第八条第一項第六号に掲げるものを除く。）をつかさどる。

第三十七条 防衛装備庁は、前条の任務を達成するため、第四条第一項第五号から第七号まで、第九号から第十一号まで、第十三号から第十五号まで及び第三十三号から第三十五号までに掲げる事務（第八条第一項第六号に掲げるものを除く。）をつかさどる。
第三十八条 防衛装備庁は、装備品等について、その開発及び生産のための基盤の強化を図りつつ、研究開発、調達、補給及び管理の適正かつ効率的な遂行並びに国際協力の推進を図ることを任務とする。
第三十九条 防衛装備庁は、装備品等について、その開発及び生産のための基盤の強化を図りつつ、研究開発、調達、補給及び管理の適正かつ効率的な遂行並びに国際協力の推進を図ることを任務とする。
第四十条 防衛装備庁は、装備品等について、その開発及び生産のための基盤の強化を図りつつ、研究開発、調達、補給及び管理の適正かつ効率的な遂行並びに国際協力の推進を図ることを任務とする。
第四十一条 防衛装備庁は、装備品等について、その開発及び生産のための基盤の強化を図りつつ、研究開発、調達、補給及び管理の適正かつ効率的な遂行並びに国際協力の推進を図ることを任務とする。
第四十二条 防衛装備庁は、装備品等について、その開発及び生産のための基盤の強化を図りつつ、研究開発、調達、補給及び管理の適正かつ効率的な遂行並びに国際協力の推進を図ることを任務とする。
第四十三条 防衛装備庁は、装備品等について、その開発及び生産のための基盤の強化を図りつつ、研究開発、調達、補給及び管理の適正かつ効率的な遂行並びに国際協力の推進を図ることを任務とする。
第四十四条 防衛装備庁は、装備品等について、その開発及び生産のための基盤の強化を図りつつ、研究開発、調達、補給及び管理の適正かつ効率的な遂行並びに国際協力の推進を図ることを任務とする。
第四十五条 防衛装備庁は、装備品等について、その開発及び生産のための基盤の強化を図りつつ、研究開発、調達、補給及び管理の適正かつ効率的な遂行並びに国際協力の推進を図ることを任務とする。
第四十六条 防衛装備庁は、装備品等について、その開発及び生産のための基盤の強化を図りつつ、研究開発、調達、補給及び管理の適正かつ効率的な遂行並びに国際協力の推進を図ることを任務とする。
第四十七条 防衛装備庁は、装備品等について、その開発及び生産のための基盤の強化を図りつつ、研究開発、調達、補給及び管理の適正かつ効率的な遂行並びに国際協力の推進を図ることを任務とする。
第四十八条 防衛装備庁は、装備品等について、その開発及び生産のための基盤の強化を図りつつ、研究開発、調達、補給及び管理の適正かつ効率的な遂行並びに国際協力の推進を図ることを任務とする。
第四十九条 防衛装備庁は、装備品等について、その開発及び生産のための基盤の強化を図りつつ、研究開発、調達、補給及び管理の適正かつ効率的な遂行並びに国際協力の推進を図ることを任務とする。
第五十条 防衛装備庁は、装備品等について、その開発及び生産のための基盤の強化を図りつつ、研究開発、調達、補給及び管理の適正かつ効率的な遂行並びに国際協力の推進を図ることを任務とする。
第五十一条 防衛装備庁は、装備品等について、その開発及び生産のための基盤の強化を図りつつ、研究開発、調達、補給及び管理の適正かつ効率的な遂行並びに国際協力の推進を図ることを任務とする。
第五十二条 防衛装備庁は、装備品等について、その開発及び生産のための基盤の強化を図りつつ、研究開発、調達、補給及び管理の適正かつ効率的な遂行並びに国際協力の推進を図ることを任務とする。
第五十三条 防衛装備庁は、装備品等について、その開発及び生産のための基盤の強化を図りつつ、研究開発、調達、補給及び管理の適正かつ効率的な遂行並びに国際協力の推進を図ることを任務とする。
第五十四条 防衛装備庁は、装備品等について、その開発及び生産のための基盤の強化を図りつつ、研究開発、調達、補給及び管理の適正かつ効率的な遂行並びに国際協力の推進を図ることを任務とする。
第五十五条 防衛装備庁は、装備品等について、その開発及び生産のための基盤の強化を図りつつ、研究開発、調達、補給及び管理の適正かつ効率的な遂行並びに国際協力の推進を図ることを任務とする。
第五十六条 防衛装備庁は、装備品等について、その開発及び生産のための基盤の強化を図りつつ、研究開発、調達、補給及び管理の適正かつ効率的な遂行並びに国際協力の推進を図ることを任務とする。
第五十七条 防衛装備庁は、装備品等について、その開発及び生産のための基盤の強化を図りつつ、研究開発、調達、補給及び管理の適正かつ効率的な遂行並びに国際協力の推進を図ることを任務とする。
第五十八条 防衛装備庁は、装備品等について、その開発及び生産のための基盤の強化を図りつつ、研究開発、調達、補給及び管理の適正かつ効率的な遂行並びに国際協力の推進を図ることを任務とする。
第五十九条 防衛装備庁は、装備品等について、その開発及び生産のための基盤の強化を図りつつ、研究開発、調達、補給及び管理の適正かつ効率的な遂行並びに国際協力の推進を図ることを任務とする。
第六十条 防衛装備庁は、装備品等について、その開発及び生産のための基盤の強化を図りつつ、研究開発、調達、補給及び管理の適正かつ効率的な遂行並びに国際協力の推進を図ることを任務とする。
第六十一条 防衛装備庁は、装備品等について、その開発及び生産のための基盤の強化を図りつつ、研究開発、調達、補給及び管理の適正かつ効率的な遂行並びに国際協力の推進を図ることを任務とする。
第六十二条 防衛装備庁は、装備品等について、その開発及び生産のための基盤の強化を図りつつ、研究開発、調達、補給及び管理の適正かつ効率的な遂行並びに国際協力の推進を図ることを任務とする。
第六十三条 防衛装備庁は、装備品等について、その開発及び生産のための基盤の強化を図りつつ、研究開発、調達、補給及び管理の適正かつ効率的な遂行並びに国際協力の推進を図ることを任務とする。
第六十四条 防衛装備庁は、装備品等について、その開発及び生産のための基盤の強化を図りつつ、研究開発、調達、補給及び管理の適正かつ効率的な遂行並びに国際協力の推進を図ることを任務とする。
第六十五条 防衛装備庁は、装備品等について、その開発及び生産のための基盤の強化を図りつつ、研究開発、調達、補給及び管理の適正かつ効率的な遂行並びに国際協力の推進を図ることを任務とする。
第六十六条 防衛装備庁は、装備品等について、その開発及び生産のための基盤の強化を図りつつ、研究開発、調達、補給及び管理の適正かつ効率的な遂行並びに国際協力の推進を図ることを任務とする。
第六十七条 防衛装備庁は、装備品等について、その開発及び生産のための基盤の強化を図りつつ、研究開発、調達、補給及び管理の適正かつ効率的な遂行並びに国際協力の推進を図ることを任務とする。
附 則 抄**（所掌事務の特例）**

2 防衛省は、第四条第一項各号に掲げる事務及び同条第二項に規定する事務のほか、次の表の上欄に掲げる期間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

期間**事務****期間****事務****期間****事務****期間****事務****期間****事務**

駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭和三十三年法律第二百五十八号）の規定による特別給付金に関すること。

沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法（平成七年法律第二百二号）第八条の規定による返還実施計画の策定及びこれに基づく措置並びに同法第十九条の規定による駐留軍用地の返還についての見通しの通知に関すること。

沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法第十条及び第二十九条の規定が効力を有する間

沖縄振興特別措置法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二百四号）による改正前の沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第二百四号）第百四条の規定が効力を有する間

令和九年三月三十日までの間

一 駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成十九年法律第六十七号）第四条第一項の規定による再編関連特定防衛施設の指定及び同法第五条第一項の規定による再編関連特定周辺市町村の指定に関すること。

二 （職員の身分取扱いの特例）	再編関連振興特別地域（駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法第七条第一項に規定するものをいう。以下同じ。）の指定に関すること。
三 （特別の機関の設置の特例）	再編関連振興特別地域の整備に関する重要事項に係る関係行政機関の事務の連絡調整に関すること。
四 （特別の機関の設置の特例）	同条の規定による再編交付金の交付に関すること。
五 （特別の機関の設置の特例）	令和九年三月三十一日までの間、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法の定めるところにより、防衛省本省に、駐留軍等再編関連振興会議を置く。
六 （特別の機関の設置の特例）	（駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法第六条の規定が効力を有する間

3 地方防衛局は、第三十一条第二項各号に掲げる事務のほか、前項の表の上欄に掲げる期間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務を分掌する。

4 第四十一条の規定の適用については、令和十年五月十六日までの間、同条中「第四条第一項第十四号又は第二十五号に掲げる事務」とあるのは、「第四条第一項第十四号に掲げる事務又は同項第二十五号に掲げる事務若しくは駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭和三十三年法律第百五十八号）の規定による特別給付金に関する事務」とする。

5 令和九年三月三十一日までの間、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法の定めるところにより、防衛省本省に、駐留軍等再編関連振興会議を置く。

1 1 この法律は、公布の日から施行する。
附 則（昭和三一年四月二〇日法律第七七号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三一年四月三〇日法律第八五号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三一年四月三〇日法律第八六号）抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三一年四月三〇日法律第七八号）抄

（施行期日）

1 この法律は、昭和三十三年八月一日から施行する。

（調達庁及びその職員の身分の継続）

2 この法律の施行の際、現に総理府の外局として置かれている調達庁（以下「従前の調達庁」という。）は、この法律による改正後の防衛庁設置法第四十一条の二の調達庁（以下単に「調達庁」という。）となり、同一性をもつて存続するものとし、現に従前の調達庁の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、同一の勤務条件をもつて、調達庁の職員となるものとする。

附 則（昭和三三年五月二三日法律第一六三号）

この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三四年五月一一日法律第一六一号）

この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三五年三月三一日法律第二二号）抄

1 この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。

6 1 この法律の施行前に締結した改正前の防衛庁設置法附則第六項第一号に規定する受託調達契約の実施に関する防衛庁の権限及び調達実施本部の行なう事務については、なお従前の例による。

附 則（昭和三六年六月二日法律第一一一号）抄

（施行期日）
1 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十六年四月一日から適用する。

2 行政機関職員定員法（昭和二十四年法律第百二十六号）は、廃止する。

附 則（昭和三六年六月一二日法律第一二五号）抄

1 この法律中目次の改正規定、第二十六条に一項を加える改正規定及び第一章第二節第三款中第二十八条の次に一条を加える改正規定は昭和三十六年八月一日から、その他の部分は公布の日から施行する。

附 則（昭和三七年五月一五日法律第一三三号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して十月をこえない範囲内において、各規定につき、政令で定める日から施行する。ただし、第一条中「左の」を「次の」に、「の外」を「のほか」に改める改正規定、防衛庁設置法第一条の改正規定、同法第五条の改正規定（各号列記以外の部分を改める部分に限る。）、同法第七条の改正規定（同条に一項を加える部分を除く。）及び同法第三十条の改正規

定並びに第二条中「の外」を「のほか」に改める等の改正規定、自衛隊法第六十六条第二項、第七十一条第四項、第八十八条第二項、第九十条第一項、第九十一条第一項、第一百五十五条第一項及び別表第一の改正規定並びに別表第三第七航空団の項の改正規定は、公布の日から施行し、第二条中自衛隊法第四十八条の次に「一条を加える改正規定は、第一条中防衛施設庁の設置に係る規定の施行の日（以下「防衛施設庁の設置の日」という。）において行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）がすでに施行されている場合にあつては防衛施設庁の設置の日から、防衛施設庁の設置の日において同法がまだ施行されていない場合にあつては同法の施行の日から施行する。

(昭和二十四年法律第二百二十九号)
〔日暮だんけ〕設置法
〔以下次項において「旧法」というのは廃止する。〕

（旧法の效力）
日法の施行の際司法附則第二項ただし書の規定により恩給法（大正十二年法律第四十八号）

の規定の適用については、旧法附則第六項及び附則第七項の規定は、なおその効力を有する。

(職員等に関する経過規定)

別段の命令を発せられない限り、防衛省設置院の職員となるものとする。

(前項の規定により防衛施設守の職員(一般職に属する職員を除く。以下次項において同じ。)となつた者(従前の調達官の職員であつた者に限る。以下次項において同じ。)に係る防衛官職員給

与法（昭和二十七年法律）

(休職又は懲戒処分に関する経過規定)
（第五項の規定により方衛施設守の職員となつた者で、見送前の規定により木戻しを命ぜられて、そのうちの木戻し又は司員の規定により方衛施設守の職員となつた者に対する方衛施設守の投置）別表第一から第七までをいう。以下この項において同じ。）、その者の属する職務の等級及びその者の受ける俸給月額は、防衛施設庁の設置に係る規定の施行の際一般職の職員給与法の適用によりその者について適用されていた俸給表、その者が属していた職務の等級及びその者が受けている号俸又は俸給月額に相当する俸給表、職務の等級及び俸給月額とする。この場合において、一般職の職員給与法の適用によりその者が属していた職務の等級にその者が属していた期間及びその者が受けている号俸又は俸給月額をその者が受けている期間は、新たにその者が属することとなつた職務の等級にその者が属する期間及び新たにその者が受けることとなつた俸給月額をその者が受ける期間に通算する。

第五項の規定に依る防衛省の職員が不才者で現に前項の規定に該当する者は、その職務を停止せしめられることのないようにして置かなければならぬ。この場合において、当該事案について防衛省設置の日以後懲戒処分を行なうこととなるときは、この法律による改正後の

の自衛隊法第三十一項第一項の規定により懲戒処分について権限を有する者が該懲戒処分を行なうものとする。(不利益処分等に関する経過規定)

防衛施設庁の設置の日前に從前の調達庁の職員に対し行なわれた不利益処分に関する国家公務員法（昭和二十二年法律第二百二十号）の規定による説明書の交付、審査の請求及び審査又は防衛施

（处分等に関する経過規定）
設庁の設置の日前に調達庁の職員に対し行なわれた給与の決定に関する一般職の職員給与法第十一條の規定による審査の請求及び審査についてはなお従前の例による。

防衛施設庁の設置に係る規定の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により調達府長官又は調達局長がした認定その他の処分(休職処分及び懲戒処分を除く。以下この項において同じ)。又は通知その他の手続は、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定により防衛施設庁長官又は防衛施設局長がした処分又は手續とみなす。

10 防衛施設庁の設置に係る規定の施行の際現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により調達庁長官又は調達局長に対しがれで申請、不服の申立てその他の手続は、この法律による改正後のそぞれの法事の相当規定により方衛施設長官又は方衛施設局長に對しがれて手続とみなす。

（昭和三九年一二月一八日法律第一八五号）抄
則

（施行期日）
二の法律は、公布の日から施行する。

この法律は、公布の日から施行する。
附 則
(昭和四一年七月二六日法律第一三五号)
抄

この法律は、公布の日から施行する。

附 則
(昭和四二年七月二八日法律第八九号)

この法律は、公布の日から施行する。
附 則
(昭和四年六月二十五日法律第八十九号)
少

(昭和四三年六月一五日記)
附 施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

附 則（昭和四四年五月一六日法律第三三号）抄

(施行期日) 二〇一九年五月一日(月)～二〇二〇年三月三十一日(火)。

二の法律は
公布の日から施行し 昭和四十四年四月一 日から適用する
附 則
(昭和四四年七月一九日法律第六七号)

この法律は、公布の日から施行する。

附則（昭和四五年五月一五日法律第九七号）抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(施行期日)
附 則 (昭和四七年五月一三日法律第三三号) 抄

1 この法律は、琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の日から施行する。
附 則 (昭和四八年一〇月一六日法律第一一六号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中防衛庁設置法第十四条の二の改正規定、同法第三十一条の改正規定(防衛医科大学校に係る部分に限る)、同法第三十三条の次に二条を加える改正規定及び同法第三十八条の改正規定並びに第二条中自衛隊法第三十三条及び第四十八条第一項の改正規定、同法第六十四条の次に一条を加える改正規定並びに同法第九十八条の次に一条を加える改正規定及び同法第三十条の改正規定並びに第二条中自衛隊法第二十条の改正規定、同法第二十条の七の一部を改め、同条を同法第二十条の八とし、同法第二十条の六を同法第二十条の七とし、同法第二十条の五を同法第二十条の六とし、同法第二十条の四の次に一条を加える改正規定、同法第二十一条第一項の改正規定及び同法別表第三の改正規定(南西航空混成団に係る部分に限る)は、昭和四八年七月一日から施行する。

附 則 (昭和四九年六月二七日法律第一〇一号) 抄

(施行期日)
1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五二年五月一八日法律第四〇号) 抄

(施行期日)
1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五二年一二月二七日法律第九七号)

この法律中、第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は昭和五十三年三月三十一日までの間ににおいて政令で定める日から施行する。

附 則 (昭和五五年一月二九日法律第九三号) 抄

(施行期日)
1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (昭和五五年三月三一日法律第一三号) 抄

(施行期日)
1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五八年一二月二日法律第七八号)

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五八年一二月二日法律第七八号)

この法律(第一条を除く)は、昭和五十九年七月一日から施行する。

附 則 (昭和五九年二月一五日法律第一〇七号)

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六一年一二月一九日法律第一〇〇号)

この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六三年一月一日法律第八六号)

(施行期日等)
 1 この法律は、平成二年十月一日から施行する。

附 則 (平成三年四月一日法律第一一五号) 抄

(施行期日)
 1 この法律は、平成三年七月一日から施行する。

附 則 (平成三年六月二二日法律第三六号) 抄

(施行期日等)
 1 この法律は、平成二年十月一日から施行する。

附 則 (平成七年五月二六日法律第一〇二号) 抄

(施行期日)
 1 この法律は、平成七年六月二十日から施行する。

(不服申立てに関する経過措置)

第二百六十二条 施行日前にされた国等の事務に係る処分であつて、当該処分をした行政庁（以下この条において「処分庁」という。）があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。

2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（その他の経過措置の政令への委任）

第二百六十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

2 附則第十八条、第五十一条及び第一百八十四条の規定の適用に関する必要な事項は、政令で定める。

（検討）

第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようになるとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十二条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 则 (平成一一年七月一六日法律第一〇二号) 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日
（別に定める経過措置）

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 则 (平成一一年八月四日法律第一一九号) 抄

この法律は、平成十二年三月三十一日までの間ににおいて政令で定める日から施行する。

附 则 (平成一一年一二月二二日法律第一六〇号) 抄

（施行期日）

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

附 则 (平成一一年一二月二二日法律第二二七号) 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十三年一月六日から施行する。

附 则 (平成一一年五月一二日法律第五八号) 抄

（施行期日）

1 この法律は、平成十三年三月三十一日までの間ににおいて政令で定める日から施行する。

附 则 (平成一三年六月八日法律第四〇号) 抄

（施行期日）

1 この法律は、平成十四年三月三十一日までの間ににおいて政令で定める日から施行する。

附 则 (平成一四年三月三一日法律第一四号) 抄

（施行期日）

この法律は、平成十四年四月一日から施行する。

附 则 (平成一四年五月七日法律第三六号) 抄

この法律は、平成十五年三月三十一日までの間ににおいて政令で定める日から施行する。

附 则 (平成一五年四月二十五日法律第三〇号) 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 则 (平成一五年五月一日法律第三二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十六年三月三十一日までの間ににおいて政令で定める日から施行する。ただし、第一条中防衛府設置法第十四条第四項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一六年五月一一日法律第四号)

この法律は、平成十七年三月三十一日までの間ににおいて政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一六年六月一八日法律第一一三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、日本国の中防衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間における後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する協定の効力発生の日から施行する。

附 則 (平成一六年六月一八日法律第一一六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成一七年七月二九日法律第八八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、第一追加議定書が日本国について効力を生ずる日から施行する。ただし、第二条中自衛隊法別表第三の改正規定及び第三条中防衛府の職員の給与等に関する法律附則第五項を削り、同法附則第六項を同法附則第五項とする改正規定並びに次条から附則第八条まで及び附則第十条の規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年七月二九日法律第八八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年三月三十一日までの間ににおいて政令で定める日から施行する。ただし、第二条中自衛隊法別表第三の改正規定及び第三条中防衛府の職員の給与等に関する法律附則第五項を削り、同法附則第六項を同法附則第五項とする改正規定並びに次条から附則第八条まで及び附則第十条の規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一八年五月三一日法律第四五号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して四月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条 第一条中防衛省設置法第六条の改正規定並びに第二条中自衛隊法第十条の改正規定、同法第十二条の二の次に一条を加える改正規定、同法第十四条を削り、同法第三章第一節中第十三条を第十四条とし、同条の前に一条を加える改正規定、同法第七十五条の二第二項の改正規定及び同法別表第一の改正規定 平成十九年三月三十一日までの間ににおいて政令で定める日

附 則 (平成一八年一二月二二日法律第一一八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(職員の身分の引継ぎ)

第二条 この法律の施行の際現に従前の防衛庁の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、この法律の施行の日に、同一の勤務条件をもつて、この法律の施行の際現に当該職員が属する従前の防衛施設中央審議会に属する部局若しくは機関に相当する防衛省又はこれに置かれる部局若しくは機関の相当の職員となるものとする。

(防衛施設中央審議会に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に従前の防衛庁の防衛施設中央審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、附則第二十三条の規定による改正後の日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法（昭和二十七年法律第百四十号。次項において「駐留軍用地特措法」という。）第三十一条第二項の規定により防衛省の防衛施設中央審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第三項の規定にかかるわらず、同日における従前の防衛庁の防衛施設中央審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

2 この法律の施行の際現に従前の防衛庁の防衛施設中央審議会の会長である者は、この法律の施行の日に、駐留軍用地特措法第三十一条第六項の規定により防衛省の防衛施設中央審議会の会長として互選されたものとみなす。

(处分等に関する経過措置)

第四条 この法律による改正前の法律（これに基づく命令を含む。以下「旧法令」という。）の規定により次の各号に掲げる従前の国の機関（以下「旧機関」という。）がした承認その他の処分又は通知その他の行為は、この法律による改正後の法律（これに基づく命令を含む。以下「新法令」という。）の相当規定に基づいて当該各号に定める國の機関（以下「新機関」という。）がした承認その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

一 内閣総理大臣（当該処分又は行為に係る権限がこの法律の施行後も内閣総理大臣の権限とされる場合を除く。）又はその委任を受けた者 防衛大臣又はその委任を受けた者

二 防衛府長官又は防衛庁に置かれる部局若しくは機関の長 防衛大臣又は防衛省に置かれる部局若しくは機関の長

三 防衛庁に置かれる部局又は機関 防衛省に置かれる部局又は機関

2 旧法令の規定により旧機関に対してされている申請その他の行為とみなす。

3 旧法令の規定により旧機関に対して提出その他の手続をしなければならないこととされている事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律の施行後は、これを、新法令の相当規定により新機関の長に対してその手続をしなければならないこととされた事項について、その手續がされていないものとみなして、当該相当規定を適用する。

(命令の効力に関する経過措置)

第五条 旧法令の規定（従前の防衛庁の所掌事務に係るものに限る。）により発せられた内閣府令（中央省庁等改革関係法施行法（平成十一年法律第百六十号）第千三百四条第一項の規定により内閣府令としての効力を有するものとされた總理府令を含む。）は、この法律の施行後は、新法令の相当規定（防衛省の所掌事務に係るものに限る。）に基づいて発せられた相当の防衛省令としての効力を有するものとする。

(政令への委任)

第八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(防衛施設庁についての見直し)

第九条 防衛施設庁は、平成十九年度において、廃止するものとし、同庁の機能については、防衛省本省への統合その他の措置を講ずることにより、より適正かつ効率的に遂行することを可能とする体制を整備するものとする。

附 則 (平成一九年五月二十五日法律第五八号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、平成二十年十月一日から施行する。

(政令への委任) 第二条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

第九条 附則 (平成一九年五月三〇日法律第六七号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条 附則 (平成一九年六月八日法律第八〇号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条 附則 (平成一九年五月三〇日法律第六七号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条 附則 (平成一九年五月三〇日法律第六七号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

第一条 この法律は、平成二十二年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次に掲げる規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

イ 第一条の規定

附 則 (平成二四年三月三一日法律第一三号) 抄

(施行期日) この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成二四年三月三一日法律第一四号) 抄

(施行期日) この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。

第一条 この法律は、平成二四年四月一日から施行する。

附 則 (平成二四年一一月二六日法律第一〇〇号) 抄

(施行期日) この法律は、平成二十五年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (平成二五年五月一六日法律第一五号) 抄

(施行期日) この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二五年一月二二日法律第七七号) 抄

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- (施行期日) この法律は、公布の日から施行する。
- (施行期日) この法律は、平成二五年一月二二日法律第七七号抄
- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- (施行期日) この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において、政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二六年四月一八日法律第二二号) 抄

(施行期日) この法律は、公布の日から施行する。

(その他の経過措置の政令等への委任)
第三十条 附則第三条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令（人事院の所掌する事項については、人事院規則）で定める。

附 則 （平成二十七年六月一七日法律第三十九号）抄
 （施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して十月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二条の規定並びに第三条中自衛隊法第二十条第四項、第二十条の八第一項、第七十五条の二第二項及び別表第三の改正規定は、平成二十八年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成二七年九月一一日法律第六六号）抄
 （施行期日）

第一条 この法律は、平成二十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第七条の規定 公布の日
 （政令への委任）

第七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成二七年九月三〇日法律第七六号）抄
 （施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（防衛省設置法の一部改正に伴う調整規定）

第十条 施行日が防衛省設置法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十九号）の施行の日前である場合には、前条のうち防衛省設置法第三十条の改正規定中「第三十条」とあるのは、「第三十一条」とする。

附 則 （平成二九年三月三一日法律第六六号）抄
 （施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二九年六月二日法律第四二号）抄
 （施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （平成三〇年四月一三日法律第一三号）抄
 （施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （平成三〇年四月二〇日法律第一七号）抄
 （施行期日）

第一条 この法律は、平成三十一年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。

附 則 （平成三〇年四月一三日法律第一三号）抄
 （施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 （平成三一年四月二六日法律第一九号）抄
 （施行期日）

第一条 この法律は、平成三十二年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。

附 則 （令和二年四月一四日法律第一九号）抄
 （施行期日）

第一条 この法律は、令和三年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。

附 則 （令和三年四月一八日法律第二三号）抄
 （施行期日）

第一条 この法律は、令和四年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。

附 則 （令和四年三月三一日法律第七号）抄
 （施行期日）

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中沖縄振興特別措置法附則第二条第一項の改正規定及び第二条中沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法附則第二項の改正規定並びに附則第十一条、第二十六条及び第二十七条の規定 公布の日

附 則 （令和四年四月一〇日法律第二六号）抄
 （施行期日）

(施行期日)

第一条 この法律は、令和五年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。

(施行期日)

附 則 (令和五年三月三一日法律第八号) 抄

1 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (令和五年四月二一日法律第一三号)

この法律は、令和六年三月三十一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、第三十一条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (令和五年五月一二日法律第二六号)

抄

(施行期日)

1 この法律は、協定の効力発生の日から施行する。ただし、次項の規定は、この法律の施行の日又は日本国との自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に関する法律(令和五年法律第二十七号)の施行の日のいずれか早い日から施行する。

附 則 (令和五年五月一二日法律第二七号)

抄

(施行期日)

1 この法律は、協定の効力発生の日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。

第一条 (調整規定)

第四条 日豪協定実施法の施行の日がこの法律の施行の日後となる場合には、日豪協定実施法の施行の日の前日までの間における前条の規定による改正後の防衛省設置法第四条第一項第三十二号の規定の適用については、同号中「日本国との自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の実施に関する法律(令和五年法律第二十六号)」第十二条又は第十三条の規定に基づく請求の処理及び同法第五章の規定による特殊海事損害に係る賠償の請求についての援助並びに日本国との自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に関する法律」とあるのは、「日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に関する法律」とする。